**太陽光発電設備について、申告が必要かフローチャートで確認しましょう。**

**太陽光発電設備を**、

③所有していない

②年内（令和５年12月末まで）に所有する

1. 令和５年1月1日時点で所有している

※令和６年度から申告対象

**所有しているのは、**

②個　人

①法人、個人事業主

①**10kw以上**の太陽光発電設備**（産業用）**で、全量または余剰電力を売電している

②**10kw未満**の太陽光発電設備**（住宅用）**で、売電していない(全量を家庭で使用)

【①申告**対象**】

売電の有無・方法に関わらず事業用の資産となりますので、償却資産申告が必要です。

**令和５年1月1日時点で所有し未申告の方は、申告書を送付しますので取得（供用開始）年月日を連絡願います。**

**令和５年12月末までに所有する方は、令和６年度から課税対象となります（令和６年度から申告対象）。**

【②申告**対象外**】

太陽光発電設備を所有していない、または、売電するための事業用資産とはならないため、償却資産申告は不要です。